

抜 粹

事 務 連 絡

令和 2 年 12 月 11 日

総務省自治税務局固定資産税課
電子化推進室

新型コロナウイルス感染症等に係る中小企業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特別措置における電子申請について

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）による改正後の地方税法附則第 63 条（※令和 2 年 12 月 31 以前は附則第 61 条）の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る中小企業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特別措置について、新型コロナウイルス感染拡大防止・窓口混雑緩和の観点等から、新たに eLTAX における電子申請の対象に加えることとし、本日から稼働しています。

今回の対応については、PDF 等の申請書を添付することにより、新たに汎用的な申請書等の提出を可能とする仕組みを構築し、当該汎用申請システムを利用して申請を可能とするとともに、併せて、償却資産の電子申告を行う事業者については、電子申告時に添付する方法での申請も可能とするものです。

eLTAX における電子申請にあたっては、申請書の確認漏れ等がないよう、十分ご留意のうえ、事務処理上の変更や留意点等が発生する場合は、適切にご対応いただくようお願いします。

また、eLTAXID の保有者については、各地方団体の資産等をまとめて一覧に記載できる専用様式（エクセル）を用いることで、申請書の項目の一部を省略し、複数団体に対して一斉に申請することも可能です。

〈参考〉

○eLTAX ホームページ 一般向けお知らせ (<https://www.eltax.lta.go.jp/news/02230>)